

別表第 2（第 5 条関係）

○ 主観点数評価基準

評 価 項 目	評 価 基 準
① I S O 認証取得	○ 前年の 1 2 月 3 1 日現在、I S O 9 0 0 1 を認証取得している市内に本店を有する事業者（以下、「市内業者」という。）に 1 0 点、I S O 1 4 0 0 1 を認証取得している市内業者に 5 点加点する。
② 障がい者雇用状況	○ 前年の 6 月 1 日現在、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 3 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく障がい者の雇用義務を達成し、同法第 4 3 条第 7 項に規定する厚生労働大臣への報告をしている市内業者及び同法に基づく報告義務はないが、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に 1 0 点加点する。
③ 少子化対策	○前年の 1 2 月 3 1 日現在において、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府市労働局に届出している場合又は、「岐阜県ワーク・ライス・バランス推進企業登録制度」（旧「岐阜県子育て支援企業登録制度」を含む。）に登録している場合に 1 0 点加点する。
④ 地域社会への貢献度	
1 ボランティア活動等への参加	○ 前年の 1 月 1 日から 1 2 月 3 1 日までの間で、各務原市内において道路清掃や河川清掃のボランティアに積極的に参加するなど、企業として定期的に地域社会への貢献度が高い活動を行った市内業者に 1 0 点加点する。
2 災害時応援協力状況	○ 前年の 1 2 月 3 1 日現在、各務原市地域防災計画に基づく災害時における社会基盤の応急復旧等に関し、各務原市と締結された「災害時における応援協力に関する協定」に参加している市内業者に 1 0 点加点する。
3 消防団協力活動状況	前年の 1 2 月 3 1 日現在、各務原市内の消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している市内業者に 1 名につき 1 点加点する。ただし、1 業者 1 0 点を限度とする。

⑤ 工事成績	○ 前々年の１月１日から前年１２月３１日までに各務原市が発注した工事の完成検査に合格した平均工事成績について、以下のとおり点数を加減点する。 ７１点以上の場合 １点につき５点加点 ６５点未満の場合 １点につき５点減点 共同企業体の場合は、各該当点数を各構成員に付与する。												
⑥ 入札参加資格停止	○ 前年の１月１日から１２月３１日までの間を始期とする各務原市の入札参加資格停止措置を受けた場合は、停止期間に応じて以下のとおり減点する。 <table border="1" data-bbox="663 707 1390 1005"><tr><th>資格停止期間</th><th>減点</th></tr><tr><td>１ヶ月以内</td><td>件数×（－１０）点</td></tr><tr><td>１ヶ月を超え２ヶ月以内</td><td>件数×（－２０）点</td></tr><tr><td>２ヶ月を超え４ヶ月以内</td><td>件数×（－３０）点</td></tr><tr><td>４ヶ月を超え６ヶ月以内</td><td>件数×（－４０）点</td></tr><tr><td>６ヶ月を超える</td><td>件数×（－５０）点</td></tr></table>	資格停止期間	減点	１ヶ月以内	件数×（－１０）点	１ヶ月を超え２ヶ月以内	件数×（－２０）点	２ヶ月を超え４ヶ月以内	件数×（－３０）点	４ヶ月を超え６ヶ月以内	件数×（－４０）点	６ヶ月を超える	件数×（－５０）点
資格停止期間	減点												
１ヶ月以内	件数×（－１０）点												
１ヶ月を超え２ヶ月以内	件数×（－２０）点												
２ヶ月を超え４ヶ月以内	件数×（－３０）点												
４ヶ月を超え６ヶ月以内	件数×（－４０）点												
６ヶ月を超える	件数×（－５０）点												